

11月『秋のこどもまんなか月間』 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン



問い合わせ こども育成課 ☎0942-85-3550

記事ID 0016761

こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。こどもの『命』と『権利』、そして『未来』は社会全体で守らなければなりません。

児童虐待とは

- **身体的虐待** 殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- **性的虐待** こどもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- **ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
- **心理的虐待** 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV)など

体罰・暴言はこどもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします

脳画像の研究により、こども時代につらい体験をした人は脳にさまざまな変化が生じていることが報告されています。親は『愛のムチ』のつもりだったとしても、こどもには目に見えない大きなダメージを与えているかもしれません。

体罰や暴言は恐怖によりこどもをコントロールしているだけで、こどもはなぜ叱られたのか理解できていないこともあります。こどもの気持ちに寄り添いながら、みんなで健やかに育んでいきましょう。

情報提供や相談をしましょう

■虐待を受けたと思われるこどもやその保護者を見つけたときは、すぐに連絡してください。

児童相談所虐待対応ダイヤル
(匿名可能・通話無料・秘密厳守)

いちはやく
☎189

■子育てに悩んだときは、一人で悩まず気軽に相談ください。

●問い合わせ こども家庭センター(こども育成課内)☎0942-85-3550



ひとり親家庭の母親・父親の資格取得を支援

問い合わせ こども育成課 ☎0942-85-3550

記事ID 0001011

ひとり親家庭の母親・父親が就業に役立つ資格取得をする際、次のような支援制度があります。受給を希望する場合は必ず事前相談が必要です。早めにご相談ください。

■自立支援教育訓練給付金

- **対象者**(これまでに同給付金を受給していない人)
 - ・母子・父子自立支援プログラム策定などの支援を受けている人
 - ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる人
- **対象講座・資格**
雇用保険法の教育訓練給付の指定教育訓練講座など
- **支給額**
最大で受講費用の60%(上限あり)
※支給額が1万2,000円を超えない場合は支給されません

■高等職業訓練促進給付金

- **対象者**(これまでに同給付金を受給していない人)
 - ・児童扶養手当を受けている人、または同等の所得水準にある人
 - ・6カ月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる人
- **対象講座・資格**
看護師、准看護師、保育士、歯科衛生士など
- **支給額**
住民税課税世帯…7万500円(月額)
住民税非課税世帯…10万円(月額)
※修業期間の最後の1年間は4万円加算